

誰もが安心できる地域医療提供体制の確保

(厚生労働省)

医師確保の困難な過疎地域の多い北海道において、どこに住んでいても安心して医療が受けられるよう、救急医療・地域医療や医師の確保、さらには医療制度全般に関わる施策を推進することにより、医療サービス提供の充実を図ることが必要である。

【提案・要望事項】

- (1) 医師確保計画の着実な推進に向けた支援 (厚生労働省)
- (2) 医師の地域偏在解消に向けた実効性のある対策 (厚生労働省)
- (3) 地域の実情を踏まえた専門医制度運営への関与 (厚生労働省)
- (4) 総合診療医の養成・確保対策 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 医師確保計画に基づいて取り組む医師確保・偏在対策の施策について、計画の推進管理に必要な医師偏在指標等の各種データを提供するほか、必要な財政措置を行うなど計画の着実な推進に向けた支援を行うこと。
- ② 医師少数区域で一定期間勤務した医師を認定する制度の運用に当たっては、管理者要件となる医療機関の対象範囲を更に拡大するほか、認定を受けることによるインセンティブを充実させるなど医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を国が責任をもって講じること。
- ③ 指導医が不足する地域において、より多くの専攻医が研修を受けられるよう、指導医を派遣する病院にインセンティブを付与するなど、実効性のある措置を講ずるとともに、必要とする十分な財政措置を行うこと。
また、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、地域の実情も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できるよう、その運用について不断に見直すなど、医療制度全般に責任を有する国が日本専門医機構に対し、しっかりと意見を述べること。
- ④ 地域医療の確保に重要な役割を果たすものと期待されている総合診療医を養成・確保するため、医療法において診療科名としての「総合診療科」を広告可能とし、総合診療科の位置づけを明確にするとともに、総合診療医を目指し、地域で働き続けられる対策を講じること。

【提案・要望事項】

- (1) ドクターヘリの運航に係る支援の充実・強化 (厚生労働省)
- (2) 災害医療体制の整備に係る支援の充実 (厚生労働省)
- (3) 救急医療情報システムの見直し及び運営に対する財政措置 (厚生労働省)
- (4) 救急医療に対する診療報酬の適切な見直し (厚生労働省)
- (5) A E D設置場所の情報提供体制の構築と適切な維持管理の啓発 (厚生労働省)
- (6) 救急医療体制確保のための財政措置の充実 (厚生労働省)
- (7) 小児救命救急医療体制の整備 (厚生労働省)
- (8) 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 本道においては、広大な面積をカバーするためにドクターヘリを複数機配備する必要があることから、地方財政負担の軽減を図るとともに、冬季にはヘリポートの融雪装置の維持が必要となることから、降雪対策への財政措置の拡充を図ること。
- ② D M A T（災害派遣医療チーム）及びD P A T（災害派遣精神医療チーム）の活動基盤を充実させるため、受講希望が多い日本D M A T隊員養成研修の充実とともに、D M A T及びD P A Tの各チームやS C U（ステージング・ケア・ユニット（航空搬送拠点臨時医療施設））に係る資機材等の整備・維持等に対する財政支援の創設・拡充を行うこと。また、災害救助法の求償対象とならない場合の活動支援経費について、D M A TのみならずD P A Tにも適用すること。
- ③ 救急医療体制の効率的・効果的な活用を図るため、救急医療に必要な医療機関情報を迅速かつ適切に提供する必要があり、救急医療情報システムの運営に対し、必要な財政措置を講じるとともに、情報の即時性・正確性が確保されるよう、国の責任においてシステムの見直しを図ること。
- ④ いつ発生するかわからない救急患者のため、休日や夜間における体制を確保する必要がある救急医療については、もともと採算性に乏しい分野であることから、診療報酬での十分な評価を行うこと。
- ⑤ 一般の方々がどこにいてもパソコンや携帯電話等で簡易に検索できるようA E Dの設置場所に関する情報を全国レベルで一元的に把握・情報提供できるシステムについて、提供情報の更なる充実を図ること。
また、設置されているA E Dが有効に活用できるよう、バッテリーや電極パッドなどの日常点検や使用方法の講習等について周知・啓発すること。
- ⑥ 休日夜間急患センターの運営、在宅当番医の実施、病院群輪番制病院の運営及び公立の救命救急センターに関する財政支援は、一般財源化され各市町村に交付税措置されているが、安定した事業の継続や機能充実のために、十分な地方財政措置を行うこと。
- ⑦ 小児救急医療を確保するため、二次・三次救急医療に対する財政支援の充実や小児救命救急センターの小児集中治療室病床数等、地域の実情に応じた設置基準の弾力的運用を図ること。
- ⑧ 医療提供体制推進事業費補助金は、救急、産科、小児、周産期医療等の人材確保の推進など、医療提供体制の確立に必要な不可欠な補助金であるが、近年、国の予算額は全国の事業計画額を下回り、大きな影響が生じていることから、事業計画に応じた予算を確保すること。

【提案・要望事項】

- | |
|--|
| (1) 地域医療構想の実現に向けた取組に対する診療報酬の適切な設定等
<small>(厚生労働省)</small> |
| (2) 感染症対策と地域医療構想の推進
<small>(厚生労働省)</small> |
| (3) 在宅医療の推進に向けた医療機関等への支援の充実
<small>(厚生労働省)</small> |
| (4) へき地医療拠点病院が行う医師派遣の対象施設の拡大
<small>(厚生労働省)</small> |
| (5) へき地医療を担う社会医療法人の認定要件の見直し
<small>(厚生労働省)</small> |
| (6) 病院における医師配置基準の特例措置
<small>(厚生労働省)</small> |
| (7) 消費税相当額診療報酬への適切な反映
<small>(厚生労働省)</small> |

【提案・要望の内容】

- ① 地域医療構想の実現に向けた取組として、地域の医療機関がそれぞれの機能・役割を担いつつ、安定的に経営を継続できるよう、医師、看護師、リハビリテーション専門職等の医療従事者の確保・偏在対策も含め、地域の実情に応じた適切な診療報酬の設定を行うこと。
- ② 将来を見据えた医療提供体制の確保に向け、医療機関相互の役割分担や再編統合を進めるに当たり、感染症対策との整合を図りながら、地域に必要な医療のあり方や地域での議論の進め方などについての協議を加速し、機能の充実を図るための取組の推進に必要な財政措置を確保すること。
- ③ 高齢化の進行に伴い今後増加する在宅医療のニーズに適切に対応できるよう、在宅医療を担う医師等の育成のほか、地域の実情に応じて広範囲で往診を行った場合でも診療報酬の算定対象とするなど、在宅医療を実施する医療機関等への支援について、国において対策を講じること。
- ④ へき地医療拠点病院が行う医師派遣については、補助対象がへき地診療所等に限定されているが、対象外とされている離島などに所在する病院等においても医師派遣の要望が強いことから、対象施設の拡大を図ること。
- ⑤ へき地医療を行う社会医療法人の認定要件のうち、医師派遣の実績については、へき地診療所への派遣のほか、平成27年4月からは、へき地医療拠点病院を通じたへき地診療所への派遣等が認められることとなったが、へき地医療対策を推進するため、地域において、へき地医療を担う中核的な病院等への医師派遣についても、実績として認められるよう見直すこと。
- ⑥ 医療法に基づく医師の標準数について、地域や病院の実態に応じた医師等の配置基準とすること。
- ⑦ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和3年度に実施された診療報酬引上げ後の医療機関における消費税負担の実態について、継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

【提案・要望事項】

- (1) 有床診療所等におけるスプリンクラー等消防設備の整備促進 (厚生労働省)
- (2) 外国人患者受入体制の整備・充実 (厚生労働省)
- (3) 訪日外国人患者への診療費請求に係る制度の見直し (厚生労働省)
- (4) 医療機関における非常用電源設備等の整備促進 (厚生労働省)
- (5) 停電時における保冷医薬品等の安定供給に向けた補助制度の創設 (厚生労働省)
- (6) 医療施設等災害復旧費補助金の補助対象施設の拡大 (厚生労働省)
- (7) 夜間透析に係る診療報酬の適切な見直し (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 有床診療所等における防火対策は、入院患者の安全確保のため極めて重要であることから、スプリンクラー等消防設備等の補助制度を拡充するなど、引き続き財政支援を講じること。
- ② 急な体調不良や怪我などにより、滞在先での診療を必要とする外国人観光客を受け入れる医療機関においては、専門用語の通訳や医療費の未払いの発生等、様々な課題を抱えていることから、外国人患者の受入体制の確保・充実に對する補助制度を拡充するなど、引き続き財政支援を講じること。
- ③ 税制上の優遇措置が受けられる社会医療法人等においては、自由診療である訪日外国人への医療提供に対しても、通常の保険診療と同等の価格設定が求められていることから、医療提供に必要な診療費を全て請求できるよう、制度を見直すこと。
- ④ 災害時の医療機能維持に必要な最低限の電力等を確保するための非常用電源設備等の設備整備に係る補助制度について、全ての病院及び有床診療所が対象となるよう見直すこと。
- ⑤ 保冷が必要で使用者の多い医薬品や血液製剤等を停電時においても安定的に供給するために必要な保管設備やバックアップ電源の強化、更新等に活用できる補助制度を創設すること。
- ⑥ 医療施設等災害復旧費補助金は、公的医療機関や政策医療を実施する医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等を対象とされていることから、補助対象施設を拡大すること。
- ⑦ 就業などしている透析患者が、精神的・体力的負担なく、夜間など診療時間外に及ぶ透析を受けられるよう、夜間透析に係る診療報酬の増額や加算基準の緩和など、透析医療提供体制の整備を図ること。